

- おおあみしらさと -



社協だより

令和3年11月

No.189

ささえあう 福祉できずく まちづくり

福祉体験学習 ～大網東小学校・社協大網支部～



令和3年10月7日（木）、大網東小学校4年生が、車椅子、アイマスク、高齢者疑似体験セットを使った福祉体験学習を行いました。この体験学習は、社会福祉協議会大網支部の皆さんが、児童の学習支援を行いました。

車椅子に触れたり、アイマスクをつけて歩くことが初めての児童もいましたので、大網支部の皆さんが、体験学習を補助し、危険な箇所では安全に活動できるようにサポートをしました。車椅子の介助や、アイマスクをつけた人の誘導、高齢者疑似体験セットをつけての重い身体の動きを体験し、障がいのある方や高齢の方の動きの不自由さを知ることができました。

この学習を通して、相手の方の立場に立った思いやりの気持ちを大切にすることを学びました。

発行

社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会
(社会福祉法人 千葉県共同募金会大網白里市支会)

〒299-3251 千葉県大網白里市大網131-2 ☎0475-72-1995 FAX 0475-72-1996
E-mail: mail@oamishakyo.com ホームページ: <http://www.oamishakyo.com>

「日常生活自立支援事業」(愛称:すまいる)の紹介

日常生活自立支援活動とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや、生活に必要な利用料などの支払い手続き、日常的な預貯金の出し入れや書類の管理など、手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるように、お手伝いします。この事業は、利用者本人との契約によりサービスの提供を行います。判断力が著しく低下、契約が結べない方は、成年後見制度を利用することによりサービスの提供が行われます。

例えばこのような方に・・・

- *福祉サービスの利用の仕方がわからない。
- *公共料金や家賃の支払い手続きをしてほしい。
- *通帳や証書などをどこにしまったか忘れてしまう。

- ◎福祉サービス利用援助 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。
- ◎財産管理サービス お金の管理が心配な方のお金の出し入れをお手伝いします。
- ◎財産保全サービス 大切な財産・書類や印鑑をお預かりします。

対象者

- 判断能力が不十分な方(高齢の方や障がいをお持ちの方等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方)
- 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

●費用について ※生活保護世帯は無料

- | | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|--------------------|
| ●年会費 | 年額 3,600円(月額300円) | ●利用者宅への往復に係る交通費 | 30分未満 無料 |
| ●財産保全サービス | 年額 3,000円(月額250円) | | 30分以上1時間未満 500円 |
| ●利用料 | 1時間30分未満 1,000円 | | 1時間以上 一律1,000円 |
| | 1時間30分以上 2時間未満 1,500円 | | ※自宅から利用者宅もしくは社協への |
| | 以降30分ごとに500円加算 | | 往復の移動時間。1カ月間の合計時間。 |

詳細は、「千葉県後見支援センターすまいる」のホームページをご覧ください。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0475(72)1995

日常生活自立支援事業(愛称:すまいる)生活支援員募集

上記の事業を支える「生活支援員」を募集します。支援計画に基づき、定期的に必要に応じたサービスを代行していただきます。

●募集要件

- 生活支援員養成研修を受講できる方(千葉県社会福祉協議会主催)
- 普通自動車運転免許
 - ※現在、民生委員児童委員やホームヘルパーとして活動している方は登録できません。
 - ※地区ごとに登録者を募っておりますが、契約者の利用状況により登録のみが続くことがありますのでご理解願います。

- 賃金 支援時間 1時間14分まで1,000円
以降30分ごとに500円加算

★詳しくは <http://www.chibakenshakyo.com/>

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0475(72)1995





「令和3年大雨災害義援金」中央共同募金会

令和3年7月及び8月の大雨により、静岡県熱海市をはじめ、青森県、長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集しています。

お寄せいただいた義援金は、全額を被災県に設置される配分委員会構成組織に送金いたします。その後、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

■受付期間 令和3年7月19日(月) から令和4年3月31日(木)まで
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

■義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福) 中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福) 中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

※この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

「福祉のしごと就職ガイダンス」及び「福祉のしごと就職フェア・inちば」のご案内

■福祉のしごと就職ガイダンス

社会福祉施設等に就職を希望している方々を対象に、仕事の内容や求められる人物像などを分かりやすく情報提供し、社会福祉施設等での就労に対する理解を深めることで、就労意欲の向上を図るとともに、円滑な就労を支援します。

- 開催日時：令和3年11月27日(土) 10:00~11:30(受付9:30~)
- 会場：東京ベイプラザホテル3階孔雀 木更津市新田2-2-1(JR木更津駅より徒歩10分)
- 参加費：無料
- 参加方法：事前申込制 定員40名程度

■福祉のしごと就職フェア・inちば

社会福祉施設・事業所等へ就職を希望する方を対象に、求人のある社会福祉施設・事業所の採用担当者との個別面談や福祉職場に関する相談等を行います。

- 開催日時：令和3年11月27日(土) 13:00~16:00(受付12:30~)
- 会場：東京ベイプラザホテル3階飛天 木更津市新田2-2-1(JR木更津駅より徒歩10分)
- 参加費：無料(履歴書不要、スーツ不要)

問い合わせ：千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター

TEL: 043-222-1294 FAX: 043-222-0774 (祝祭日を除く月曜日~土曜日10:00~18:00)

<http://www.chibakenshakyō.net/>

※申込み、詳細は、千葉県福祉人材センターのホームページを確認してください。

※荒天時や、コロナウイルス感染症の状況により、中止または延期の可能性がございます。ご参加頂く際には必ずホームページでご確認の上ご参加ください。

各種資金貸付

比較的所得が少ない世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進をはかり、安定した生活を送れるように支援するために資金の貸付制度の相談を行っています。

生活福祉資金貸付制度

他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障がい者（身体障害者手帳所持）、知的障がい者（療育手帳所持）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、千葉県社会福祉協議会が主体で市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。

「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。この制度の特徴は、資金の貸付と民生委員・社協の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行うことにあります。

● 資金の種類

総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる既定の条件に該当する世帯を対象とします。	
	(1) 生活支援費	生活再建までに必要な生活費
	(2) 住宅入居費	敷金、礼金等の住宅の入居手続きの際に必要な費用（引越し費用は一時生活再建費で貸付け。住宅支援給付の申請をしてからになります）
	(3) 一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用
	※いずれもハローワーク千葉南で発行される書類が必要です。	
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）を対象とします。	
	(1) 福祉費	日常生活や自立した生活を送るために、一時的に必要と見込まれる費用
	(2) 緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる小額の費用
教育支援資金	低所得世帯の方が就学に際し必要となる資金の貸付を行っています。就学するご本人が借受人となっていていただき、世帯の生計中心者が連帯借受人となっていただけます。なお、受験料などの入学決定前に必要な費用は対象となりません。	
	(1) 教育支援費	高校、専門学校、短大、大学で就学するために必要な授業料等の費用
	(2) 就学支援	高校、専門学校、短大、大学に入学するために必要な入学金、制服・教材購入のための費用
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として毎月の生活費を貸し付けます。	
	(1) 不動産担保型生活資金	
	(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	

善意銀行資金貸付制度

この制度は、市社協が実施主体として運営しており、大網白里市にお住まいの方が必要な資金の融通を他の機関から受けることが困難な低所得世帯へ緊急に必要となった少額の資金を一時的に融通し、生活の安定と自立更生の促進を図るための資金貸付です。

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	備考
1. 家屋補修費	150,000円以内	30ヶ月以内	3ヶ月	家屋補修
2. 応急生活費	100,000円以内	20ヶ月以内	3ヶ月	不測の災害
3. 医療費	150,000円以内	30ヶ月以内	3ヶ月	疾病等の治療
4. 支度費	70,000円以内	14ヶ月以内	3ヶ月	就職・進学
5. 葬祭費	50,000円以内	10ヶ月以内	3ヶ月	葬祭
6. 出産費	100,000円以内	20ヶ月以内	3ヶ月	出産
7. その他	100,000円以内	20ヶ月以内	3ヶ月	

● 貸付条件

<借入申込人>大網白里市に住居登録し1年以上居住する20歳～65歳未満の成年者で、貸付後も転居しない方

<連帯保証人>借入申込人と世帯を別とした65歳未満で連帯責任を負うに足りる資産、または安定した所得のある者。

貸付後も転居しない方。場合によっては2名必要。

※借受申込人、連帯保証人どちらか一方がその世帯主として所有する土地及び家屋に居住しているものとする。

貸付制度に関する詳細等は、まずはお電話でご相談ください。社会福祉協議会 ☎0475(72)1995

 この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金によって発行されています。※再生紙を使用しています。